

令和5年度 第7回 吉見町農業委員会総会議事録			
招集期日	令和5年10月26日	開催場所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和5年10月26日 同 日	午後 1時30分 午後 2時10分	開会 議長 伊田由夫 閉会
議長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			【農業委員】 定員 10名 出席 10名 欠席 0名 【農地利用最適化推進委員】 定員 8名 出席 8名 欠席 0名
番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要	
1	小林 勇	出席	推1	千代間 功	出席	
2	田島 克美	出席	推2	秋庭 諭	出席	
3	宮澤 義和	出席	推3	笹野 正人	出席	
4	笹野 英三	出席	推4	金子 隆一	出席	
5	大澤 明子	出席	推5	大室 権三	出席	
6	伊田 由夫	出席	推6	吉田 克之	出席	
7	松本 真一	出席	推7	篠田 邦広	出席	
8	小宮 一博	出席	推8	赤間 恵美	出席	
9	福田 實	出席				
10	瀬戸 直行	出席				

出頭者					
事務局	事務局長 関根正徳 事務局農地係長 吉澤 和巳（説明） 事務局 柴生田 卓（書記）				
説明者	推6番 吉田委員 9番 福田委員 3番 宮澤委員 推4番 金子委員				
開会 午後 1時30分	事務局 会長 議長	開会 あいさつ 會議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員8名、欠席委員0名。			
議事録署名人の指名	議長	議事録署名人に、10番瀬戸委員、1番小林委員を指名する。			
議案上程	議長	第1号から3号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。			
議案朗読説明 午後 1時35分	事務局	1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、譲受人が経営規模を拡大するため農地を譲り受けたいとする申請です。 第2番の案件については、譲受人が利用権を設定している農地を譲り受けたいとする申請です。 2) 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、申請人が経営する自動車整備工場の敷地が不足していることから、隣接地を駐車場として転用したいとする申請です。 3) 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、駐車場を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったので、駐車場用地として転用したいとする申請です。			
地区委員会付託 午後 1時35分	議長	事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。			

再開 午後	1時50分	議長	<p>再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。</p> <p>第1号議案第2番を南地区が報告願います。</p> <p>第2号議案第1番を北地区が報告願います。</p> <p>第3号議案第1番を東地区が報告願います。</p> <p>第1号議案第1番を西地区が報告願います。</p>
		推6番 吉田委員	<p>南地区的案件について報告する。</p> <p>南地区的案件につきましては、10月20日の午前8時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてこの案件は、譲受人が利用権を設定している農地を譲り受ける申請であります。</p> <p>取得要件等に問題はありませんので、南地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p>
		9番 福田委員	<p>北地区的案件について報告する。</p> <p>北地区的案件については、10月22日の午後4時00分から担当委員4名で現地の確認を行ないました。</p> <p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認についてこの案件は、自身が所有する土地を経営する自動車整備工場の駐車場として敷地拡張転用する申請です。</p> <p>近年修理車両が増加し、車両置き場が不足し、作業スペースに余裕がない状況であり、農振除外の法廷手続きが終了し関係書類も添付されていることから、北地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p>
		3番 宮澤委員	<p>東地区的案件について報告する。</p> <p>東地区的案件につきましては、10月23日の午後4時00分から担当委員5名で現地確認を行いました。</p> <p>第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認についてこの案件は、譲受人が申請地を譲り受け農地を駐車場として敷地拡張する申請です。</p> <p>農振除外の法廷手続きが終了し関係書類も添付されていることから、東地区的担当委員と</p>

		しては問題ないと判断します。
	推4番 金子委員	
		西地区の案件について報告する。
		西地区の案件につきましては、10月21日の午前8時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。
		第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてこの案件は、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得する申請であり、譲受人の耕作地は、適正に管理され、取得要件等に問題はなく、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。
質疑 午後 2時00分	議長	報告が終わり、質疑を開始する。
採決 午後 2時00分	議長	質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。
次回現地確認の日程 午後 2時00分	議長	次回現地確認の日程を確認する。 東地区 推1番 千代間委員 11月22日 午後 3時30分から 東野ふれあいセンター集合 西地区 5番 大澤委員 11月25日 午前 9時00分から 農協旧西吉見支店集合 南地区 7番 松本委員 11月25日 午前 8時00分から 農協旧南吉見支店集合 北地区 推7番 篠田委員 11月26日 午後 4時00分から 農協旧北吉見支店集合

報告事項 午後 2時05分	議 長 事 務 局 議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 1) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） ・所有権移転 東野地内 1筆 265m ² 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。
その他 午後 2時05分	議 長 事 務 局	その他について、事務局に説明を求める。 その他について、説明する。 1) 農業委員会クラブ費について 議 長 その他が終わり、質疑を開始するが、質疑がないためその他を終了する。
閉会 午後 2時10分	議 長	次回開催予定 令和5年11月27日（月）午後1時30分開始を確認して閉会する。
その他特に重要と認める事項		

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 5 年 11 月 27 日

議長

伊田由夫



署名委員

小林寧



署名委員

瀬垣市正行

